

千葉県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月9日

千葉県議会議長 岩井雅夫

千葉県議会規則第1号

千葉県議会会議規則の一部を改正する規則

千葉県議会会議規則（昭和42年千葉県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第61条の次に次の1条を加える。

第61条の2 議員は、前条第1項の規定による質問の機会がない場合に、執行機関に対し文書で質問することができる。

2 前項の質問は、簡明な主意書を作り、議長に提出しなければならない。

3 質問主意書は、議長が答弁書の提出の期日を指定して、これを執行機関に送付する。

4 議長は、質問主意書及び答弁書の写しを議員に配布し、会議録に掲載する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。